◎新潟県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　田沢小栗山線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
十日町市八箇字南沢壬２番 79 から	新	16.2～38.6メートル	66.8メートル
同市八箇字南沢壬２番86まで	旧	16.0～28.0メートル	68.1メートル